

札幌土木現業所 現地調査結果について

と き：平成20年9月8日

ところ：札幌土木現業所

○委員 浅水正、肥前洋一、山本千雅子
・事務局 行政改革課 柵木主幹・中村主査

○室蘭土木現業所対応者

野坂所長・山崎副所長（概況説明のみ）
工事契約課 松永課長・別所主幹、道路建設課 本多課長
治水課 那須野課長・天井係長
（建設部建設情報課 山田主幹・田中主査）

○調査対象工事

| | |
|---------------|--|
| 札幌土木現業所 所管 | ① 美唄浦臼線 美浦大橋新設（工場製作）（国債）工事 ② 当別ダム建設 上流締切（CSG 堤）工事 ③ 当別浜益港線 道路改築工事 2 工区 ④ 岩見沢石狩線 交付金雪寒工事 1 工区 ⑤ 栗山北広島線 交通施設（中央帯）工事 ⑥ 赤平奈井江線 交付金改築工事 ⑦ 当別ダム建設 付替道路（町道中小屋線）（2号橋下部）工事 ⑧ 真駒内川 総合流域防災工事（道州）（明許）外 ⑨ 当別ダム本体工事、当別ダム付帯道路 |
|---------------|--|

○指摘・指導等の主なもの

- ・ 特定JVの対象工事については、「建設工事共同企業体運用基準」で大規模又は技術的難度が高い工事」と定められているが、運用の仕方が曖昧であり、技術的難度を判定するための具体の判断基準が必要（全般）。
- ・ 特定JVを活用する際の理由が不明瞭であり書類も残されていない。かつ、意志決定の仕方も不明確、不透明（全般）。
- ・ 多くの企業が入札に参加できるよう、改善に向けてもっと努力をすべき（全般）。
- ・ この工事に6つの特定JVが入札参加しているが、同じ日のもう一つの別の入札に、そのうち5つの特定JVが同時に入札し、両方の工事を受注しようとしている。この

ことは、受注者側は両方取っても施工可能と考えている訳であり、発注者が考えていることとの間にズレが生じているのではないか。これでは本当に難度が高かったのか疑問 (①)。

単体企業での参加を前提にして、その上で必要なら JV を組んで参加して良いとする等、単体企業を排除しないようにすべき (①)。

- ・ 公募から特定 JV 入札参加資格審査申請書の提出まで 4 日間しか期間が設けられておらず、企業にとってタイト過ぎる期間設定となっているので、見直すべき (①)

- ・ 「建設工事共同企業体運用基準」では「予定価格の額が 5 億円未満である場合には、構成員の 1 社以上が道内に主たる営業所を有するものとする」と定められている。しかし、公募では「構成員の 1 社以上が石狩・空知管内に主たる営業所を有するものとする」と地域要件を限定しているが、記録が残されておらず、また地域要件を限定した理由や過程が不明瞭である。

また、運用基準と異なる要件を設ける際には、基準の「雑則」の規定に則り知事の承認が必要になると解するが、知事の承認を得ておらず、今後はその手続きを経ること (②⑦)。

- ・ 同一日の入札について、例えば、A 社と B 社で特定 JV を組んで一つ目の入札に参加するとともに、A 社が今度は C 社と特定 JV を組んで 2 つ目の入札に参加しているものがある。これは、敵同士になったり、味方同士になったりして、いわゆる談合や受注調整の機会に繋がる恐れが懸念。特定 JV は過度に活用すると、こうした問題も出てくるので、運用は慎重に行うべき (②③)。

- ・ 特定 JV の対象工事については、「建設工事共同企業体運用基準」で予定価格の額を概ね 3 億円以上としているが、特定 JV のみによる入札については、同基準の中で「特に大規模」としている。特定 JV のみによる入札は、3 億円程度のレベルではないはずなので、良識を持った運用をすべき (③)。

- ・ 経常 JV と単体企業との混合入札を不可とする現行制度の仕組みに疑問 (④)。

- ・ 指名停止業者の入札参加について、世間から相当批判が来ることが想像できたはず。なぜ入札に参加させなければならなかったのか、札幌土現なり建設部は道民・業界がきちんと納得できる説明をすべきだった。

また、談合情報への対応として、単にマニュアルに頼るだけでなく、機転を利かせて対応すべき点があった (談合情報があった場合の事業者からの事情聴取の仕方) (⑨)。